

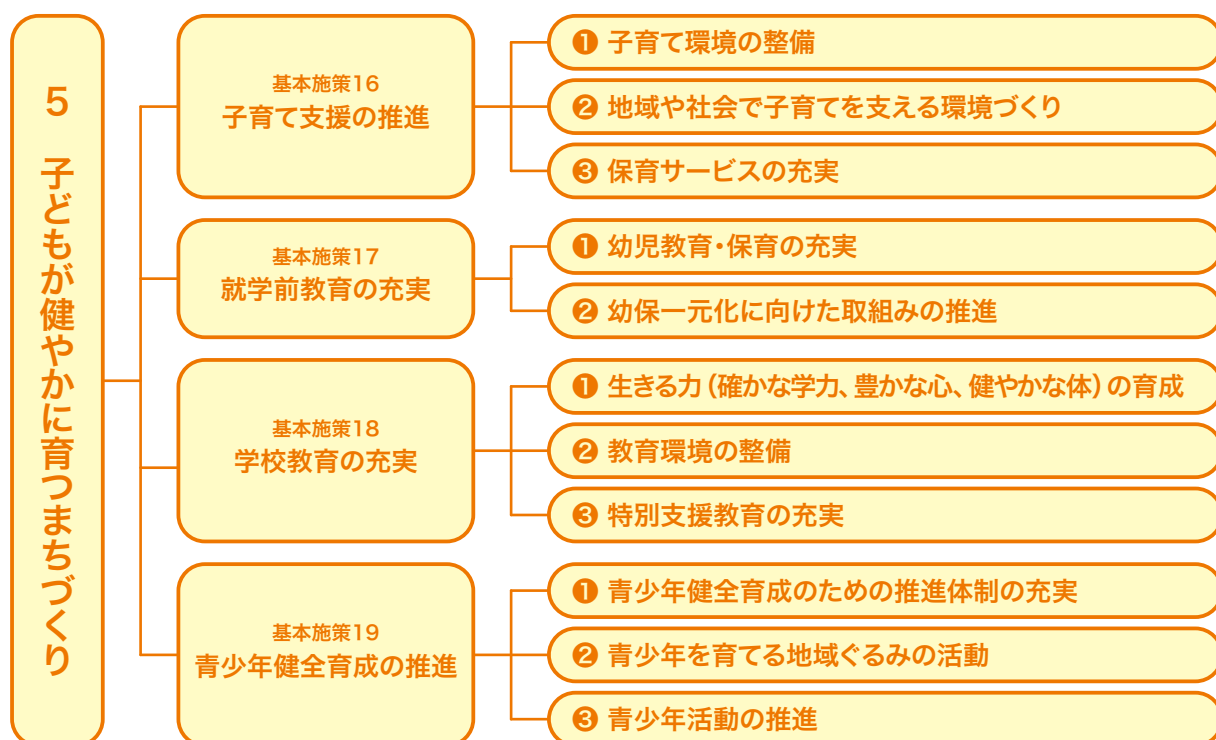
第2章 安心して子どもを産み育てられ、 いつまでも元気に過ごせるまち

5

子どもが健やかに
育つまちづくり

取組みの視点

結婚、妊娠、出産、子育てなど切れ目のない支援により、安心して子どもを産み育てることができる環境をより一層向上させるとともに、地域で子どもを育む環境を充実させることにより、子どもたちが宍粟市に愛着や誇りを感じ、住み続けたいと思える取組みを推進していきます。





はじめに

基本構想



基本計画 第1章

基本計画 第2章

資料編

基本
施策

16 子育て支援の推進

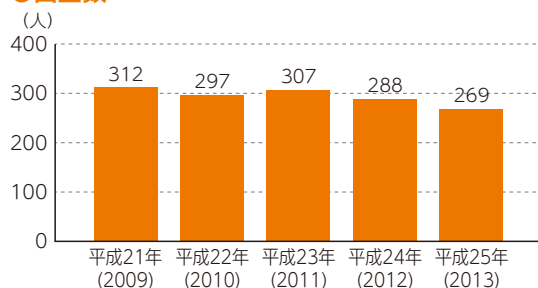
めざす
まちの姿

安心して産み育てることができる環境づくりを進め、家族、地域、ボランティア、事業者、学校、行政などが一体となり子育てをみんなで支えるまちをめざします。

現状と課題

- ◆少子化、過疎化の進行により、地域社会の活性化や維持など様々な課題が生じています。このため、子どもを産み育てやすい環境づくりに向けた重点的な取り組みが必要となっています。
- ◆市では、地域における子育て支援拠点として、市内の4ヶ所で子育て支援センターを開設し、子育て中の親の相談・支援や交流の促進などを行っています。
- ◆安心して妊娠・出産ができる環境とともに、子どもの健やかな発達を促進できるよう、母子保健事業の充実が求められています。
- ◆ひとり親家庭の子どもが健やかに育つ環境を整備するため、母子父子自立支援員を設置し、就業、生活支援などについて相談ができる体制の充実に努めています。
- ◆子育て中の親は、子どもの病気、発育、発達、教育や育児の方法など、子育ての悩みを抱えています。親の不安を解消できる相談体制の充実や関係機関との連携により、子育て支援サービスの充実を図るとともに、的確な情報発信を行っていく必要があります。
- ◆児童虐待などの相談件数が増加傾向にあります。虐待を早期に発見し、関係機関との連携により適切な対応を行う必要があります。
- ◆夫婦共働き世帯の一般化や核家族化の進展、ひとり親家庭の増加などにより、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。下校（園）後、子どもたちが安心して生活を送ることができ、親が安心して仕事と子育てを両立できるための支援が必要です。

●出生数



資料：兵庫県保健統計年報

施策の方向性

- ①社会福祉協議会などの関係機関との連携により、男女の出会いの場の提供など、結婚のきっかけとなる取組みを積極的に進めるとともに、「宍粟市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの豊かな成長を支える教育・保育の基盤づくりの実現に向け、子育てに関する相談体制や支援内容の充実をはじめ、母子の健康づくり、経済的負担の軽減など、安心して子育てができる環境の整備を総合的に推進します。
- ②子育ては家庭だけでなく、地域全体で支えていくことが重要であり、家族、地域、ボランティア、事業者、学校、行政などの連携体制を横断的につなぐ子育て支援のネットワークの構築に取り組みます。
- ③下校（園）後の子どもたちの安全と、親が仕事と子育てを両立できるための支援として、引き続き、放課後児童健全育成事業（学童保育）や延長保育、一時預かりなどによるサービス

の充実に努めるとともに、病児・病後児保育に向けて、医療機関や関係機関と連携し、その仕組みづくりに取り組みます。

個別施策と主な取り組み

① 子育て環境の整備

市民等の役割	行政の役割
◆結婚して家庭を持つことの意義について考えます。 ◆市の子育て支援制度や様々な行事に関心を持ち、積極的に利用、参加します。 ◆妊婦をはじめ、保護者は自分自身と子への健康に常に関心を持つよう努めます。	◆独身男女の出会いの場を創出し、結婚への前向きな機運醸成を図ります。 ◆結婚、妊娠、出産、子育てに関する正しい知識と情報の提供に努めます。 ◆気軽に子育て相談や交流ができ、適切な情報が得られる子育て支援センターの充実と、利用者の増加に向けた取り組みに努めます。 ◆安心して子どもを産み育てることができる環境整備のため、母子保健事業の充実を図ります。 ◆ひとり親家庭への支援の充実に努めます。

② 地域や社会で子育てを支える環境づくり

市民等の役割	行政の役割
◆子どもは地域全体で見守るという意識のもと、地域における子育て支援のネットワークの構築に協力します。 ◆子どもへの虐待に注意を払い、虐待が疑われる場合は、身近な相談窓口連絡・相談します。	◆地域の相互援助活動であるファミリーサポートセンターの利用を促進します。 ◆子育て支援ネットワークの構築に取り組み、相談窓口の周知に努めます。 ◆関係機関と連携し、児童虐待の防止、早期発見に取り組みます。

③ 保育サービスの充実

市民等の役割	行政の役割
◆学童保育の運営に対し、保護者会活動などにより積極的に関わろう努めます。 ◆放課後、子どもが地域の学校で遊んだり活動したりするためのサポートを行います。	◆より円滑な学童保育の運営を行うため、保護者や学校との連携を強化します。 ◆保護者のニーズにあわせた延長保育や一時預かりを実施します。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
出生数	人/年	269 (H25)	現状値を維持	276
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	%/年	91.1	93.0	H32より増加
ファミリーサポートセンター会員数	人/年	230	257	280
学童保育所利用者数	人/年	263	330	330

関連する個別計画

・ 宍粟市子ども・子育て支援事業計画

※ファミリーサポートセンター…「子育ての援助を受けたい」、「子育ての援助ができる」という人たちが会員になり、子どもの送迎や一時的な預かりなど、子育ての援助活動を有料で行う会員組織。

※学童保育…児童の健全な育成を図ることを目的として、保護者が就労や病気などの理由により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了した放課後などに適切な遊び及び生活の場を提供している。

基本
施策

17 就学前教育の充実

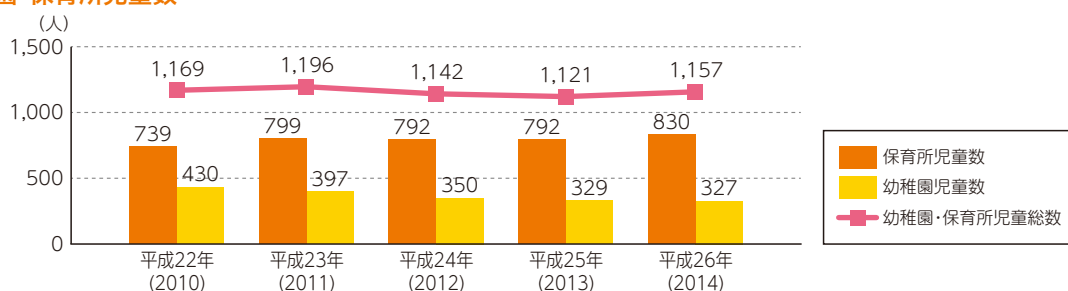
めざす
まちの姿

就学前の子どもたちが幼稚園・保育所・認定こども園において、質の高い教育・保育を受け、心豊かにたくましく生きる力を身に付けられるまちをめざします。

現状と課題

- ◆本市の就学前における教育、保育施設は、平成27（2015）年4月現在、公立幼稚園13園、公立保育所5所、私立認可保育所9所、私立認定こども園1園となっています。
- ◆就学前における教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子どもたちの健やかな成長のために良好な環境を整備する必要があります。
- ◆幼児の発達を見通した適切な教育・保育課程の編成に努めるとともに、幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続を図るため、指導要録を作成し、就学前における教育環境の充実に努めています。また、教育・保育活動に対する保護者・地域の理解を得るため、公立の全園所において、自己評価または関係者評価を実施しています。
- ◆今後は本市の魅力ある自然環境や様々な教育資源を活かしながら、遊びや体験を通して、豊かな心情や感性を育む特色ある就学前教育を推進することが必要です。
- ◆幼稚園・保育所の両施設が実態として類似した施設となってきました。本市では、「宍粟市幼保一元化推進計画」に基づき、より良い子どもの教育・保育の環境整備を図るため、就学前の子ども（0歳から5歳）を対象とした、幼稚園・保育所の一元化を推進しています。
- ◆今後は幼稚園・保育所から認定こども園への円滑な移行を図りながら、多様な教育・保育活動、総合的な子育て支援ができる環境の整備を進めていく必要があります。

●幼稚園・保育所児童数



資料：保育所児童数はこども未来課、幼稚園児童数は教育総務課

施策の方向性

- ①「しそくこども指針」に掲げる宍粟の未来を担う子どもたちが、夢と希望を持って健やかに育ち、ふるさとに誇りをもちながら、心豊かに生きる基礎を身に付けるために、「宍粟市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの最善の利益の保障と、家庭、地域、教育・保育施設及び行政機関の連携により、すべての就学前の子どもの教育・保育環境の充実と子育て支援を推進し、小学校への滑らかな接続を図ります。

- ②「宍粟市幼保一元化推進計画」に基づき、これまでに引き続き、中学校区検討委員会（地域委員会）での検討や協議を重ねるとともに、地域・保護者の理解を深めるための説明会や懇談会を開催するなど、幼保一元化に向けた取組みを推進します。また、幼稚園・保育所から認定こども園への円滑な移行を図るため、幼稚園教諭と保育所保育士などの交流研修や人事研修の充実を図るとともに、教育・保育活動の評価を定期的実施することにより、継続的に幼稚園・保育所運営の改善・向上を図ります。

個別施策と主な取組み

① 幼児教育・保育の充実

市民等の役割	行政の役割
◆幼稚園・保育所等の行事に積極的に参加します。 ◆保護者は、自らの役割と責任を自覚し、幼稚園・保育所等の運営に協力するとともに、より良い家庭教育に努めます。 ◆地域は、幼児・園児の登下校時をはじめとした見守りに努めます。	◆保護者の意見や要望の把握に努め、ニーズに合った教育、保育を実施します。 ◆就学前教育の充実を図るため、幼稚園・保育所等と学校との連携を強化します。 ◆教職員及び保育士の資質の向上を図るための研修を実施します。

② 幼保一元化に向けた取組みの推進

市民等の役割	行政の役割
◆幼保一元化に向けた説明会や懇談会に積極的に参加し、幼児教育・保育の望ましいあり方を考えます。	◆現行の中学校区を単位とし、幼保一元化に向け、保護者・地域の理解を深めるための説明会や懇談会を開催します。 ◆公立の幼稚園、保育所だけでなく、私立保育所についても関係者評価の実施を求めています。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
幼稚園・保育所と小学校との連携事業数【延べ】	件 / 年	405	現状値を維持	現状値を維持
幼稚園・保育所の関係者評価実施率	% / 年	69.0	70.8	83.3
関係者評価におけるA評価の割合	% / 年	72.6	100.0	100.0
認定こども園再編実施校区数【累計】	校区	1	4	7

■関連する個別計画

・しそくこども指針 ・宍粟市子ども・子育て支援事業計画 ・宍粟市幼保一元化推進計画

※関係者評価… 幼稚園・保育所の関係者（保護者や地域住民等）により構成された評価委員会が、行事見学や園・所だよりなどの広報誌、保護者アンケートの結果に基づき園・所の運営状況を評価するとともに、運営の改善について意見を述べること。

基本
施策

18 学校教育の充実

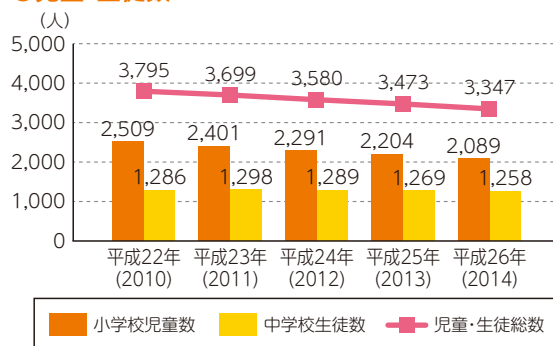
めざす
まちの姿

子どもたちが地域での様々な体験を通して、豊かな心や社会性を育てることができるよう、学校・家庭・地域が連携した地域総がかりの教育環境を整え、「生きる力」を身に付けられる教育環境が整ったまちをめざします。

現状と課題

- ◆学校教育では、国が示す生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）の育成を基本とし、個に応じた教育、指導力の向上や保護者・地域に開かれた特色ある学校づくりが求められています。また、学力の向上や基本的生活習慣などに関わる課題が指摘され、いじめ問題等への対応も求められています。
- ◆子どもたちの誰もが意欲を持って学べるよう、子どもたち一人ひとりに応じた指導や継続的な対応が求められています。
- ◆学校教育に対する市民の期待が高まる中、教職員一人ひとりがその専門性を高め、指導力の向上を図るとともに、家庭や地域との連携による学校運営の充実に努める必要があります。
- ◆学校・家庭・地域が一体となり、学校給食における食育や地産地消の取組みを進めていますが、生産者は小規模農家がほとんどであることや、高齢化が進んでいるため生産量の確保が難しくなっています。
- ◆子どもたちが適切な人間関係を築き、お互いに切磋琢磨できるような一定規模の集団を確保するため、学校規模の適正化を図るとともに、老朽化した施設の改修を進めるなど、安全・安心で快適な学習環境を確保する必要があります。
- ◆特別な支援を要する幼児や児童・生徒が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加ができるよう、医療、保健、福祉、教育の関係機関が連携を強化し、支援体制を整備する必要があります。

●児童・生徒数



資料：教育総務課

施策の方向性

- ①確かな学力の育成に向け、指導方法・指導体制の工夫改善に努めます。また、豊かな人間性を育むため、人権教育や読書活動、福祉活動など様々な取組みを行うとともに、将来、国際化社会でも活躍できるようコミュニケーション能力を育成する教育を推進します。あわせて、健やかな体を育むため、地産地消の考え方を活かした食育や望ましい生活習慣形成のための取組み、体力向上のための活動を推進します。
- ②安全・安心で快適な教育環境を創出するため、地域住民が協力しやすい開かれた学校に努めるとともに、小・中学校の改築や施設の改修を計画的に進めます。また、「宍粟市学校規模適正化推進計画」に基づき校区の再編を進め、適正な規模の集団の中で子どもたちの社会性を育成するとともに、その推進にあたっては、保護者や地域と十分な時間をかけて話し合い、理解と合意のもとに進め、市民全体での情報共有にも努めます。

- ③将来、特別な支援を要する児童・生徒が自立し社会参加できるよう、特別支援教育の充実を図ります。そのために、家庭や専門機関との連携のもと、一人ひとりの教育的ニーズの把握に努め、障がいの状態や発達段階などに応じた支援を行います。

個別施策と主な取組み

① 生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）の育成

市民等の役割	行政の役割
◆地域の学校に関心を持ち、教育活動に積極的に参画します。 ◆保護者は、授業参観や懇談会などの学校行事に積極的に参加します。 ◆保護者は、自らの役割と責任を自覚し、学校の運営に協力するとともに、より良い家庭教育に努めます。 ◆保護者は、食育や学校給食への理解と関心を持ち、自らも家庭で実践するよう努めます。	◆教職員としての資質を高め、指導力の向上を図るとともに、児童・生徒一人ひとりに寄り添った教育相談を行います。 ◆社会体験や自然体験を通じて、道徳や人権意識などを育む教育を充実します。 ◆学校給食などを通じ食育を推進する中で、農業施策と連携し、地元食材の流通の確保に努めるとともに、少子化を見据えた学校給食センターの運営のあり方を検討します。 ◆キャリア教育の充実を図り、「穴粟に生き、穴粟を活かす人づくり」に努めます。

② 教育環境の整備

市民等の役割	行政の役割
◆地域・保護者は、学校とともに校区の子どもを育てるため「地域総がかりの学校づくり」に参加します。 ◆地域・保護者は、児童生徒の登下校時をはじめとした見守り活動に参加します。	◆市民が学校行事に参加しやすいよう開かれた学校づくりに取り組みます。 ◆施設整備を着実に行うとともに、地域の協力も得ながら、安全安心な学校づくりを進めます。 ◆学校規模の適正化は、将来を見据えた計画のもと、保護者や地域の理解に基づき、協議を重ねながら進めます。

③ 特別支援教育の充実

市民等の役割	行政の役割
◆特別支援教育を理解し、その取組みに協力します。	◆特別支援教育支援員を適切に配置します。 ◆関係機関との連携を図り、教育だけでなく、自立や社会参加につながる効果的な支援を行います。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
国語及び算数（数学）の授業の内容がよく分かるという児童・生徒の割合	% / 年	81.2	82.0	83.0
将来、自主的に運動したいと考えている児童・生徒の割合	% / 年	58.8	61.0	63.0
食べよう穴粟のめぐみ（給食用地元食材利用率）	% / 年	69.0	77.0	77.0

■関連する個別計画

- ・しろうの子ども生き活きプラン ・穴粟市学校規模適正化推進計画

※キャリア教育…個人が社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度、意欲を形成・向上させるための教育のこと。近年は、将来を担う若者に望ましい職業観や勤労観を身に付けさせ、主体的に進路を選択できる能力を育むといった意味合いが強くなっており、インターンシップの実施や地域の人材を活用した職業体験などが推進されている。

基本
施策

19 青少年健全育成の推進

めざす
まちの姿

学校・家庭・地域・関係機関が相互に連携しながら青少年の健全育成に取り組み、豊かな人間性や社会の基本的ルール、自ら考え行動する力を身に付けた青少年を育むまちをめざします。

現状と課題

- ◆全国的に非行、いじめ、引きこもり、薬物の乱用など、青少年による問題行動が深刻化しています。本市においても、近年特に学校への長期欠席者が増加してきており、子どもたちが安心して、意欲的・積極的に学校の教育活動に参加できるような働きかけが重要課題となってきました。
- ◆インターネットや携帯電話等への依存により、人間関係の希薄化や社会の基本的ルールに対する認識が弱まっていることが指摘されています。
- ◆深夜営業店舗等の増加により、青少年の活動時間が深夜に及ぶことによる非行や問題行動などの増加が懸念されています。
- ◆学校・家庭・地域・関係機関が連携を深め、子ども支援のネットワークを強化するとともに、市民相互が連携した青少年健全育成の取組みを展開していく必要があります。
- ◆青少年の社会参加や交流活動などを積極的に支援し、多様な人間関係を形成する機会の確保を図ることが必要です。また、学校、ボランティア等、関係機関との連携にも努めていく必要があります。

施策の方向性

- ①地域と共生する特色ある学校づくりの取組みを積極的に支援し、子どもに多くの市民が関われる体制づくりを推進するとともに、家庭教育の充実をめざし、子育ての知識やしつけに関する講座の拡充を図ります。また、犯罪や薬物、インターネットにおける有害サイトなどから子どもを守るため、正確な知識の普及と啓発活動の推進に努めます。特に、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の正しい利用方法については、専門家などの意見を聞きながら、積極的な啓発を心がけます。
- ②学校・家庭・地域・関係機関との連携により、巡回指導や街頭キャンペーンなどを実施し青少年の非行防止活動を推進します。また、青少年育成センター及び適応教室指導員などの連携による学校支援体制を構築し、相談体制のさらなる充実を図ります。
- ③地域や人とのふれあいの中で青少年の健全な育成が図れるよう、体験学習や交流機会の拡充とともに、生活体験や自然体験の充実を図ります。

個別施策と主な取組み

① 青少年健全育成のための推進体制の充実

市民等の役割	行政の役割
◆地域で子どもを守り、育てようという意識を持ちます。 ◆学校や地域で行っている青少年育成活動に参加、協力します。 ◆家庭では、積極的に子どもとふれあい、子育てやしつけに取り組みます。	◆青少年の教育のため、学校・家庭・地域が連携できる環境づくりや取組みの支援を行います。 ◆青少年健全育成に関する情報提供や啓発活動を支援します。 ◆青少年問題協議会と連携し、健全育成のネットワークのさらなる拡充を図ります。

② 青少年を育てる地域ぐるみの活動

市民等の役割	行政の役割
◆地域は、学校や警察などの関係機関と連携し、青少年の非行防止活動に取り組みます。	◆青少年に関する相談体制の充実を図ります。 ◆巡回指導や街頭キャンペーンなど、青少年の非行防止活動の強化に向けた支援をします。

③ 青少年活動の推進

市民等の役割	行政の役割
◆持っている知識や能力を活かして、地域の青少年との交流や活動の支援、協力を行います。	◆魅力ある体験学習など、青少年体験活動を推進します。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
青少年育成委員巡回指導回数	回 / 年	63	現状値を維持	現状値を維持
登下校指導ボランティア数【累計】	人	1,901	現状値を維持	現状値を維持
子ども講座・体験活動受講者数【延べ】	人 / 年	567	現状値を維持	現状値を維持

■関連する個別計画

・ 宍粟市社会教育振興計画

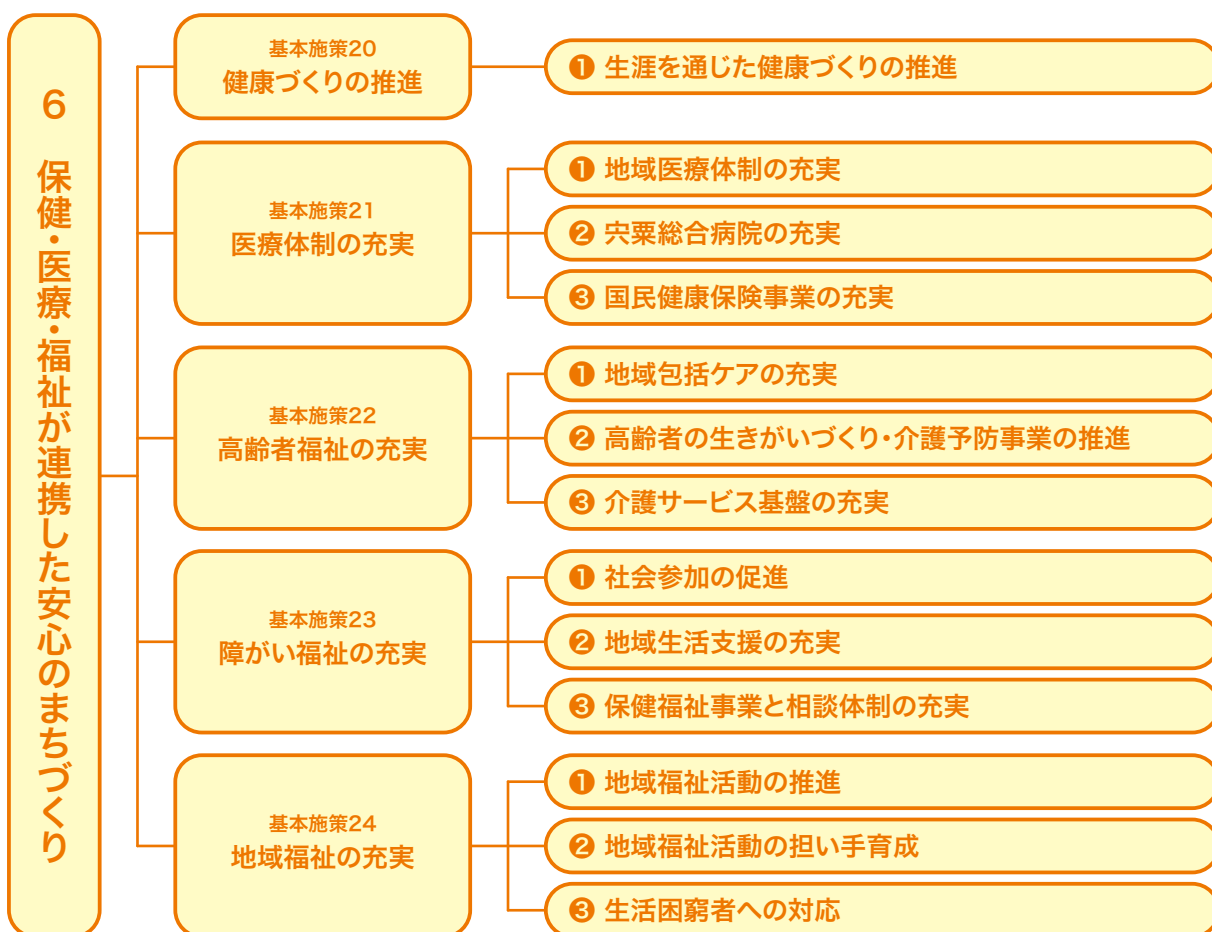


6

保健・医療・福祉が
連携した安心の
まちづくり

取組みの視点

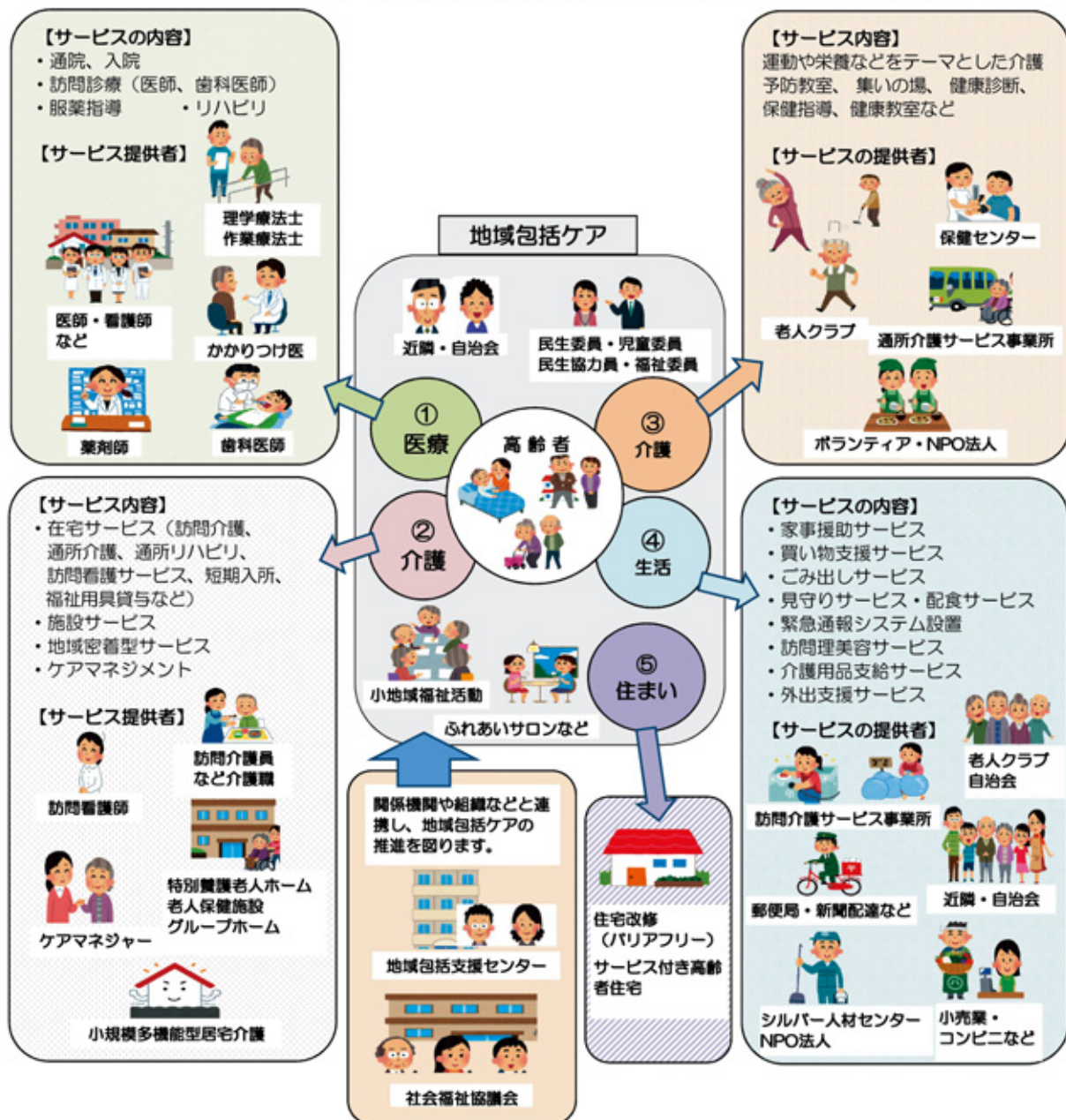
住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図ります。本市では、高齢者のみの支援に限定するのではなく、障がいのある人や子どもを含む、地域のすべての住民のための仕組みとして、すべての住民の関わりによって実現をめざします。



地域包括ケアとは

(事業イメージ図)

高齢者が最後まで住み慣れた地域で生活続けることができる「しくみ」です。
医療、介護、福祉サービスのみでなく、近隣や地域で高齢者の生活を支えます。



基本
施策

20 健康づくりの推進

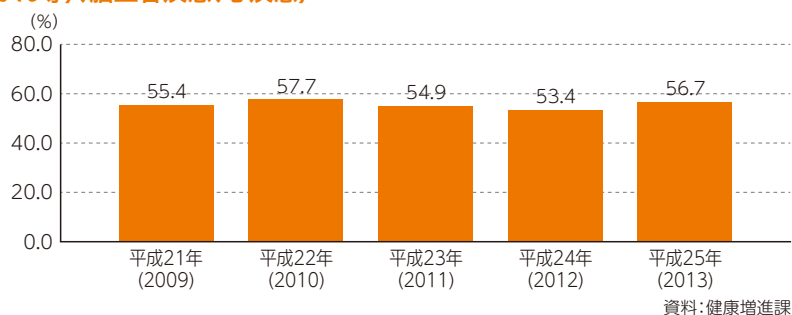
めざす
まちの姿

市民一人ひとりが自分の健康管理に対する意識を高め、それぞれの人生の段階（ライフステージ）に合った健康づくりに取り組めるまちをめざします。

現状と課題

- ◆急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により疾病構造が変化し、要介護の高齢者も年々増加するなど、私たちの健康を取り巻く環境が大きく変わる中、健康づくりについて関心を持ち、生涯にわたり、効果的な健康管理を行うことが必要となっています。
- ◆運動や食事をはじめ、乳幼児期から高齢期までのライフステージごとの健康づくりを効果的に推進するために、健康増進計画や食育推進計画を策定して計画的に取り組んでいます。
- ◆生活習慣病で治療が必要となる人や要介護になる人が増加しており、生活習慣病対策には、子どものときから取り組む必要があります。
- ◆社会環境の急速な変化を背景として、ストレスや過労などによる心の病気も大きな問題となってきました。心身ともに健康を保ち、充実した毎日を過ごせるよう心の健康づくりへの取り組みが必要となってきました。

●3大生活習慣病による死亡割合
(悪性新生物(がん等)、脳血管疾患、心疾患)



施策の方向性

①すべての人が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の構築をめざし、健康増進計画「第2次健康しそう21」に基づき、健康づくりに関する6つの分野「①栄養・食生活」、「②身体活動・運動」、「③休養・こころの健康づくり」、「④歯と口腔」、「⑤たばことアルコール」、「⑥生活習慣病」についてそれぞれ目標を定め、乳幼児期から高齢期までのライフステージごとの課題に応じた取組みを計画的に進めます。また、「自分・家族」「地域・企業・団体」「行政・学校・園・所」の3領域における自発的な健康づくりを進めるとともに、「食」を通じて心身の健康を確保し、生涯にわたっていきいきと暮らせるよう、家庭、学校園所、行政、団体、地域など、あらゆる機関が相互に連携・協働して食育の取組みを推進します。

生活習慣病の予防や早期発見、治療のため、特定健診・がん検診などの受診率向上と事後指導のさらなる充実を図るとともに、健診の有効性や日常生活習慣と疾病との関わりなどを啓発します。さらには、人と人のつながりを活かしたところを元気にする地域活動が活発になるように取り組みます。

個別施策と主な取組み

① 生涯を通じた健康づくりの推進

市民等の役割	行政の役割
◆一人ひとりが健康について考え、「健康は自分で守る」ことを自覚し、規則正しい生活習慣を身に付けることを心がけます。 ◆定期的に特定健診やがん検診などを受診します。	◆健康づくり推進協議会や食育推進委員会を、自治会、老人クラブ、医師会、歯科医師会、学校、幼稚園、保育所、給食センター、JA、いずみ会などと協働して設置し、健康づくりや食育の推進に取り組みます。 ◆健康づくりに関する啓発に努めるとともに、健康に関するリーダーの育成に取り組みます。 ◆特定健診や保健指導、がん検診などについて、情報提供や実施方法をさらに工夫し、受診者の増加に努めます。 ◆医師会や歯科医師会との連携を強化し、健診を受診しやすい環境づくりを進めます。 ◆うつ予防やひきこもり対策についての普及啓発を進めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
健康寿命	歳	男性 77.50 女性 82.62 (H22)	現状値より増加	H32 より増加
3大生活習慣病による死亡者の割合	% / 年	56.7 (H25)	現状値より減少	H32 より減少
特定健診受診率	% / 年	37.7 (H25)	60.0 以上	60.0 以上

※「健康寿命」は、国勢調査に基づき算出されるため5年ごとの公表となる。

関連する個別計画

・健康しそう21 ・特定健康診査等実施計画 ・宍粟市食育推進計画

基本
施策

21 医療体制の充実

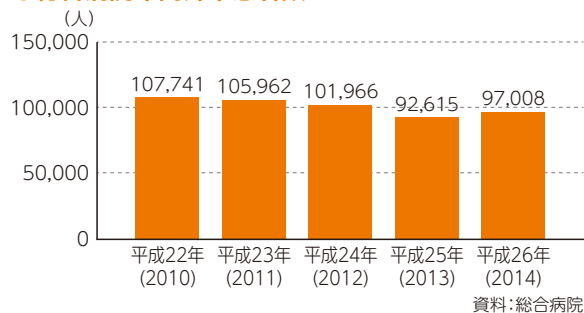
めざす
まちの姿

医療機関がそれぞれの役割分担のもと地域医療体制を充実し、地域全体で医療サービスの強化を図り、安全・安心・信頼の医療が提供されるまちをめざします。

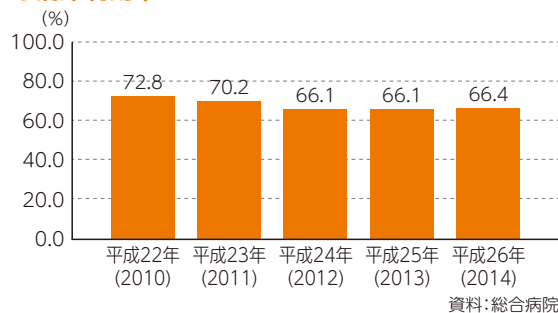
現状と課題

- ◆平成 26（2014）年度現在、本市には穴栗総合病院と市立診療所 2、一般開業医 23、歯科診療所 15 の医療機関があります。
- ◆団塊の世代が後期高齢者となる平成 37（2025）年には、医療を必要とする要介護者は著しく増加していると予測されます。身近な地域で日常的な治療や相談ができる「かかりつけ医」や、在宅で生活している要介護者に入院が必要となったときの病院も今後ますます重要になります。
- ◆県の計画に基づく広域的医療体制の整備により、高度で専門的な医療は姫路市などの市外の専門病院を利用することになりますが、市内の医療機関は、高度専門医療機関と相互に連携して患者の治療を行っています。
- ◆救急医療を中心とする地域医療の中核を担う穴栗総合病院は、平成 23（2011）年に基幹型臨床研修病院の指定を受け、初期研修医の受け入れや協力型研修病院として医学生の研修を受け入れることにより、将来的な医師の確保や派遣につながるよう取り組んでいます。しかしながら、医師や看護師の人数は十分とはいえず、医療の現状は依然厳しい状況にあり、市内唯一の基幹病院として持続可能な経営基盤を確立するため、今後も医師や看護師の確保に向け取り組んでいく必要があります。
- ◆医師・看護師の養成確保に向けた奨学金制度をはじめ、院内託児所の開設や看護師宿舍の設置を行うことで、働きやすい環境づくりに努めるとともに、MRI、CT、血管造影装置等の更新など、医療の高度化と診療科の充実に計画的に取り組んでいます。
- ◆地域で育てる病院として、市広報誌やホームページによる情報発信に努めるとともに、「しそこの医療をサポートする会」や病院ボランティアとの協働により、市民の病院への関心と理解を深めるように努めています。
- ◆国民健康保険制度は、医療保障を行う国民皆保険体制の基盤をなす制度として重要な役割を果たしていますが、高度な医療技術による治療や、生活習慣病などの治療に長期間を要する疾患などの増加により医療費全体が増加しています。長期にわたって安定した保険財政を維持していくため、医療費の適正化を推進していく必要があります。

●総合病院年間外来患者数



●病床利用率



施策の方向性

- ①医療機関それぞれの役割分担による地域医療体制の充実を促進するとともに、市立診療所、地域の開業医及び総合病院の連携を進め、介護をはじめとする在宅での医療と必要に応じた入院が確保できる体制づくりに努めます。また、保健・福祉との連携強化を図り、地域包括ケア体制の充実に向けた取組みを推進します。
- ②穴栗総合病院では、医師・看護師の確保はもとより、養成に向けた基幹型臨床研修病院として研修医の受け入れに取り組むとともに、医療機器の計画的な整備更新により、診療体制の充実を図り、持続可能な病院として経営改善に努めます。また、病棟の一部を地域包括ケア病棟に転換し、急性期から回復期まで患者の状態に見合った医療提供体制を構築し、市民に理解され、支援される「地域で育てる病院」として、市民との積極的な交流を図ります。
- ③国民健康保険事業の充実を図るため、国民健康保険税の収納率の向上に努めるとともに、レセプト点検の強化、ジェネリック医薬品の啓発などにより医療費の適正化に努めます。

個別施策と主な取組み

① 地域医療体制の充実

市民等の役割	行政の役割
◆住んでいる地域の医療体制を把握し、かかりつけ医を持つなど、緊急時の対処がスムーズに進められるよう準備しておきます。	◆市民が安心して暮らせるよう、地域医療体制の確立と、医療・保健・福祉の連携に努めます。 ◆医師会や歯科医師会と連携して、地域医療の充実に努めます。

② 穴栗総合病院の充実

市民等の役割	行政の役割
◆市内唯一の総合病院を維持するため、医療をサポートする会や病院ボランティアを通じて、市全体で病院をサポートする意識を醸成し、医師や看護師が勤務したいと思えるような病院づくりに協力します。	◆地域医療の中核を担う病院として医師や看護師の確保に努めるとともに、基幹型臨床研修病院として積極的に研修医の受け入れに取り組めます。 ◆持続可能な病院として経営改善に努めます。

③ 国民健康保険事業の充実

市民等の役割	行政の役割
◆国民健康保険制度の重要性を理解し、保険料を適正に納付します。 ◆病院での受診時において、健康保険証等の提示や福祉医療費助成制度の申請など、医療制度を適正に利用します。	◆国民健康保険制度の給付内容や保険料負担などの周知、啓発の強化を図るとともに、レセプト点検の強化、ジェネリック医薬品の啓発などにより医療費の適正化に努めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
患者紹介率	% / 年	44.2	50.0	55.0
患者逆紹介率	% / 年	65.3	70.0	75.0
病床利用率	% / 年	66.4	71.9	76.0
病院事業経常損益	億円 / 年	△ 4.84	△ 0.49	0.35
常勤医師の充足率	% / 年	76.0	80.0	84.0
看護師の充足率	% / 年	87.1	92.0	97.0
国民健康保険税現年課税分収納率 ※財政安定化支援方針に定める収納率	% / 年	93.6	92.5 以上	※財政安定化支援方針に定める収納率





基本
施策

22 高齢者福祉の充実

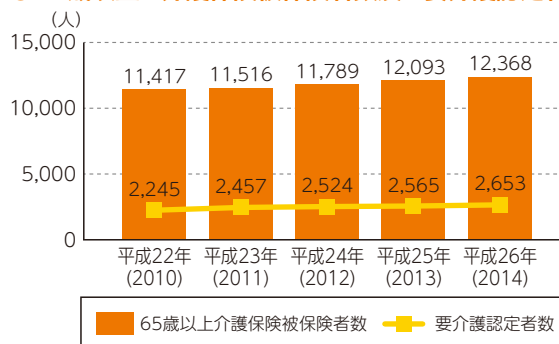
めざす
まちの姿

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし、心身ともに健康で生きがいをもった生活を送り続けることのできるまちをめざします。

現状と課題

- ◆本市では、「老人福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、高齢者が住み慣れた地域で可能なかぎり生活できるよう、地域の包括的な支援・サービスの提供体制（地域包括ケアシステム）の充実に向けた取組みを推進しています。
- ◆保健・医療・福祉の連携の向上や、高齢者の心身の健康の維持、生活の安定のため、必要な援助・支援を包括的に行う地域包括支援センターを運営しています。
- ◆平成26（2014）年度末における本市の65歳以上の介護保険被保険者数は12,368人、高齢化率は30.7%となっており、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる平成37（2025）年には36.0%を超える見込みとなっています。これに伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予測されますが、高齢者が住み慣れた地域で可能なかぎり生活できるよう、生活支援、見守り活動、支え合い活動など、地域ぐるみで高齢者を支える取組みの推進が必要です。また、認知症の早期発見、早期対応につながるよう、認知症に関する知識の周知や啓発を幅広く行うことが必要です。
- ◆介護・介助が必要となった原因は、高齢による衰弱をはじめ、脳血管疾患、骨折・転倒などが多く、これら疾病等を予防する事業を積極的に推進する必要があります。
- ◆高齢化の進行に伴い、介護保険制度における要介護認定者数が年々増加する傾向にあり、介護給付費の増大だけでなく、介護する家族の負担も大きくなる中、介護基盤の整備や高齢者福祉の充実がより一層重要となっています。

●65歳以上の介護保険被保険者数及び要介護認定者数



資料：介護保険年報

施策の方向性

- ①医療と介護の連携強化、生活支援サービスの整備、高齢者の見守り体制づくり、権利擁護制度の利用促進、住まいの確保など、高齢者が住み慣れた地域で可能なかぎり生活できる取組みを推進します。また、認知症の予防や早期発見に努めるとともに、認知症高齢者を地域で見守る仕組みづくりの構築に向けた取組を進めます。これら地域包括ケアシステムの構築に向け、生活支援コーディネーター・認知症地域支援推進員の配置や地域ケア会議の開催など、人的整備や財源の確保により、地域包括支援センター機能の強化を図ります。
- ②高齢者がいつまでもいきいきと元気に暮らせるよう、意欲と能力に応じた就業機会の確保に向けた取組みに努めるとともに、健康づくりをはじめ、生涯学習、ボランティア、老人クラブ等の社会活動への参加など、仲間づくりや生きがいにつながる活動に取り組みます。また、健康教室などの継続的な展開とともに、高齢者一人ひとりが身近な地域で主体的に介護予防事業に取り組みます。

- ③介護サービスの利用状況や介護給付費を分析し、介護保険サービスの需要と供給のバランスを考慮しつつ必要な介護サービスの基盤整備に取り組みます。

個別施策と主な取組み

① 地域包括ケアの充実

市民等の役割	行政の役割
◆近隣での高齢者の見守りや簡易な生活支援など、互助による支え合いに努めます。 ◆介護・福祉サービスに関するボランティア活動に積極的に参加します。 ◆認知症について理解を深めるとともに認知症サポーター養成講座などに積極的に参加します。	◆医療、介護、住まい、生活支援及び介護予防が包括的に切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、市民・地域・行政・介護サービス事業者・医療機関等が一体となったネットワークづくりを進めます。 ◆地域包括支援センターの機能強化を図ります。 ◆認知症に関する知識及び様々な相談窓口の普及啓発を推進します。 ◆認知症地域支援推進員の配置や認知症ケアネットの周知、認知症初期集中支援チーム設置や認知症カフェの普及により、認知症高齢者等やその家族への支援に取り組みます。

② 高齢者の生きがいがづくり・介護予防事業の推進

市民等の役割	行政の役割
◆元気な高齢者は、就業を通じて自ら培ってきた知識や経験を活かすとともに、自治会や各種ボランティアの活動等に、地域の担い手として積極的に参加します。 ◆地域で介護予防に関する各種活動に積極的に取り組みます。	◆高齢者が社会において引き続き活躍できる就業機会の確保に向けた取組みを支援するとともに、老人クラブ活動をはじめ、高齢者の知識や技術を学べる場の提供や社会参加活動を支援します。 ◆介護予防に関する知識の普及啓発を図るとともに、「いきいき百歳体操」などの自主的な介護予防活動について支援します。

③ 介護サービス基盤の充実

市民等の役割	行政の役割
◆早い時期から健康づくり、生きがいがづくり、介護予防に関心をもち、介護保険制度を適正に利用します。	◆介護保険制度の適正化を推進するとともに、介護サービスの質と量の適正な確保に努め、介護給付費や介護保険料の上昇を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に取り組みます。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
65歳以上の高齢者が、見守りが必要な高齢者を支援している割合	% / 年	11.2 (H25)	12.2 ~ 13.2	13.2 ~ 14.2
認知症サポーター登録者数	人 / 年	—	100	100
市民が主体的に運営する介護予防教室の登録者の割合	% / 年	4.7	10.0	10.0

■関連する個別計画

- ・ 穴栗市地域福祉計画 ・ 穴栗市老人福祉計画及び介護保険事業計画

基本
施策

23 障がい福祉の充実

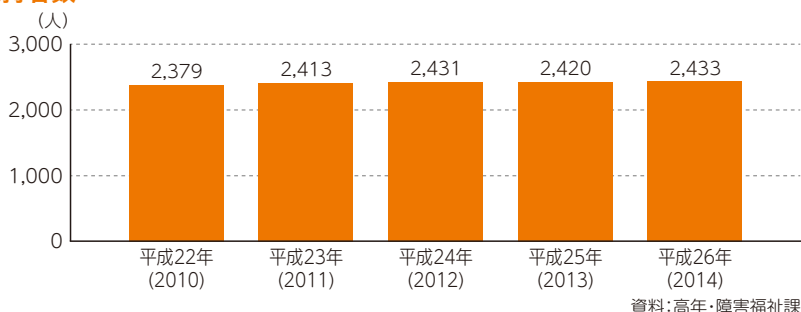
めざす
まちの姿

障がいのある人やその家族を支援する体制が充実し、地域住民と共に助け合い、支え合いながら住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていけるまちをめざします。

現状と課題

- ◆本市では、「宍粟市障害者計画・宍粟市障害福祉計画」を策定し、地域で共に暮らせるまちづくりを基本理念に、市民、事業者、行政が一体となって障がい福祉施策に取り組んでいます。
- ◆障がいのある人が地域社会の一員としていきいきと暮らせるように、すべての市民が障がいのある人への理解と配慮の意識を高めていき、地域の活動に参加しやすくなるなど、社会で活躍できる環境づくりが求められます。
- ◆障がいのある人の能力と適性に応じた働く場が確保されるよう、民間企業や関係機関と連携を図りながら、多様な就労支援の充実を図る必要があります。
- ◆障がいがあっても、住み慣れた地域の中で暮らし続けていくためには、一人ひとり異なる障がいへの理解や生活の状況に合わせた福祉サービスや相談支援の充実、居住の場の確保など地域で自立した生活を支援することが必要です。
- ◆障がいの内容や状況に応じた健康指導や、障がいのある児童の早期発見や予防・軽減を図るため、各種の健康診査の実施に加え、適切な療育の実施に努める必要があります。

●障害者手帳保持者数



施策の方向性

- ①障がいのある人に対する市民の正しい理解と認識を深め、地域住民とのふれあいや支え合いを促すための様々な交流の機会を創出します。また、障がいの状況に応じた多様な作業訓練、職業訓練等の日中活動の場を確保するため、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等の関係機関との連携を図りながら、就労系の障がい福祉サービスの整備拡充や就労機会を提供するなど、個々の個性や能力を活かせる就労活動の取組みを推進します。
- ②障がいの重度化・重複化、障がいのある人の高齢化が進む中、居宅介護等の訪問系サービスや短期入所を充実するなど、地域で生活するために必要な支援の整備を図るとともに、グループホームなど居住系サービスの整備を進めます。また、手話、点字、要約筆記の奉仕員等の育成や派遣など、障がいのある人との意思疎通の充実に取り組めます。

- ③障がいの早期発見に対する取組みに加え、療育指導や療育相談体制を充実することにより、発達に特別な支援を必要とする児童やその保護者などが適切な療育、相談が受けられるよう取組みを進めます。

個別施策と主な取組み

① 社会参加の促進

市民等の役割	行政の役割
◆障がいのある人の外出支援及び文化、スポーツ、レクリエーション活動などに積極的に協力、参加します。 ◆事業者は、障がいの種類や程度に応じた多様な雇用の場の提供に努めます。	◆障がいのある人への正しい理解と認識を深めるための啓発の充実及び交流活動の推進を図ります。 ◆障がいのある人の雇用、就労の実態を把握し、就労機会の拡大と雇用の安定を支援するとともに、市内事業所、ハローワーク等の関係機関と連携した支援体制の整備に努めます。

② 地域生活支援の充実

市民等の役割	行政の役割
◆障がいのある人への理解を深め、地域でお互いに助け合います。 ◆地域福祉活動など、積極的にボランティア活動に参加します。 ◆障がいのある人が、地域の中で気軽に相談できる社会づくりに努めます。	◆各障がい者施設や在宅障がい者の自立支援の拠点として、地域の通所施設の運営を支援します。 ◆障がいのある人が適切にサービスを利用できるよう、各種相談機関や福祉施設などにおける相談機能の充実を図るとともに、関係機関が連携した支援体制を整えます。

③ 保健福祉事業と相談体制の充実

市民等の役割	行政の役割
◆障がいの早期発見や軽減を図るため、各種の健康診査を積極的に受診します。 ◆相談支援事業所へ利用相談を行い、適正なサービス利用に努めます。	◆障がいのある子どもが地域の中で豊かに成長できるように、保健・医療・福祉・教育の連携に努め、障がいの早期発見と子どもの将来を見据えた療育支援に努めます。 ◆相談事業所や関係機関と連携し、適切なサービス提供などを行うため、障害児相談支援の充実に努めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
福祉施設からの一般就労者数	人 / 年	2	4	H 32 より増加
グループホーム等利用者数	人 / 年	28	40	45
法定健診受診率（乳幼児・1.6 歳児・3 歳児）	% / 年	96.4	100.0	100.0

関連する個別計画

・ 宍粟市障害者計画 ・ 宍粟市障害福祉計画

基本
施策

24 地域福祉の充実

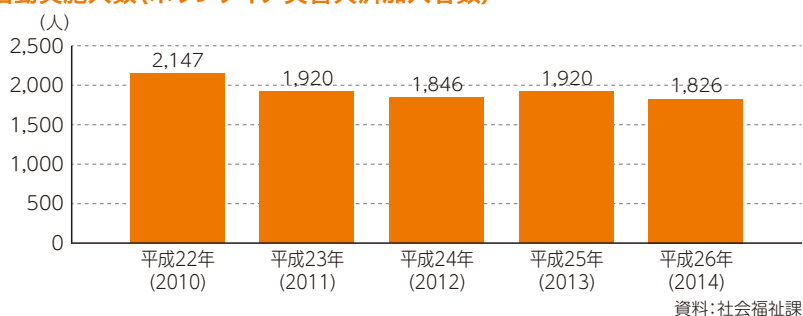
めざす
まちの姿

地域の人と人とのつながりを大切に、お互いに助け合う関係を構築し、「自助・共助・公助」という役割分担の理解と意識のもと、市民・地域・関係機関・行政が連携して地域ぐるみの福祉を推進するまちをめざします。

現状と課題

- ◆少子高齢化、核家族化等の進行に伴う生活様式や価値観の変化などにより、地域社会の連帯感が希薄になり、地域に本来備わっていた相互扶助機能、人と人とのつながりといった考え方が弱体化、希薄化しつつあります。その一方で、日常生活で何らかの支援が必要となった高齢者や障がいのある人の中には、長年住み慣れた家庭や地域で暮らしたいと願う人も多く、市民の福祉に対するニーズは多様化しています。このようなニーズを把握しながら、地域の実情に応じた適切な支援策を行うためには、地域に住む人々が共に助け合い、支え合う思いやりのある地域福祉の考え方が重要になっています。
- ◆地域福祉を推進していくためには、「自助・共助・公助」の連携が必要です。現在、様々な活動を行っている自治会や社会福祉協議会、民生委員児童委員、また、NPO やボランティア団体などの関係機関による連携と合わせて、より多くの市民が地域福祉の担い手として活動することが大切です。
- ◆自助、共助による支援だけでは対応が難しい生活困窮者に対しては、生活保護制度の適用を検討するとともに、生活保護に至る前の生活困窮者についても適切な支援に取り組んでいく必要があります。

●ボランティア活動実施人数(ボランティア災害共済加入者数)



※地域福祉（地域福祉活動）…地域に住む人たちがより良く生活できるように、住民、地域の団体、民間企業、福祉サービス事業者、行政などのあらゆる主体が、様々な生活課題を共有し、その解決に向けた取組みによって、福祉の向上をめざす施策や活動のこと。

施策の方向性

- ①市民が福祉への理解を深め、地域福祉活動に積極的に参加する意識を身に付けるよう、学校教育における福祉学習や地域の生涯学習講座などで福祉意識の醸成に努めるとともに、社会福祉協議会など関係機関と連携し、地域福祉活動の普及・啓発を推進します。
- ②自治会や社会福祉協議会、民生委員児童委員、また、NPO やボランティア団体などの様々な地域福祉の関係機関の連携を強化するとともに、地域福祉活動の担い手の育成に努め、つながりによる地域福祉を推進します。

- ③現に生活に困窮する人や制度の狭間にある人など複雑なケースにも対応できるよう、支援体制の充実を図り、生活困窮者の自立をめざした生活支援や就労支援などに取り組むとともに、社会福祉協議会や民生委員児童委員などを中心に、人と人とのつながりによる地域の見守り体制の充実に努めます。

個別施策と主な取組み

① 地域福祉活動の推進

市民等の役割	行政の役割
◆地域での行事などに積極的に参加します。 ◆自治会や老人クラブ、PTA、消防団活動などを通じて、地域の連携や支え合いの機運づくりに努めます。	◆地域福祉活動に取り組む市民や自治会、老人クラブ、PTA、消防団など地域団体の相互の連携及びその自主的な活動を積極的に支援します。

② 地域福祉活動の担い手育成

市民等の役割	行政の役割
◆地域福祉活動やボランティア活動に関心を持ち参加するとともに、地域福祉に関わる活動のリーダー養成研修会などにも積極的に参加します。	◆地域福祉活動の中心的な担い手である社会福祉協議会や民生委員児童委員、NPO、ボランティア団体などの活動と福祉サービスが連携できる仕組みづくりを進めます。

③ 生活困窮者への対応

市民等の役割	行政の役割
◆支援を必要としている人を発見した場合は、声かけを行い、適切な機関につなぎます。	◆生活保護制度の適正な運用を行うとともに、生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施により、生活困窮者の自立に向けた生活支援や就労支援等に取り組めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
ボランティア活動実施人数 (ボランティア災害共済加入者数)	人 / 年	1,826	1,940	2,040
就労支援を行った生活困窮者の内、就労に結びついた者の割合(就労者累計/就労支援対象者累計)	% / 年	—	20.0	30.0

■関連する個別計画

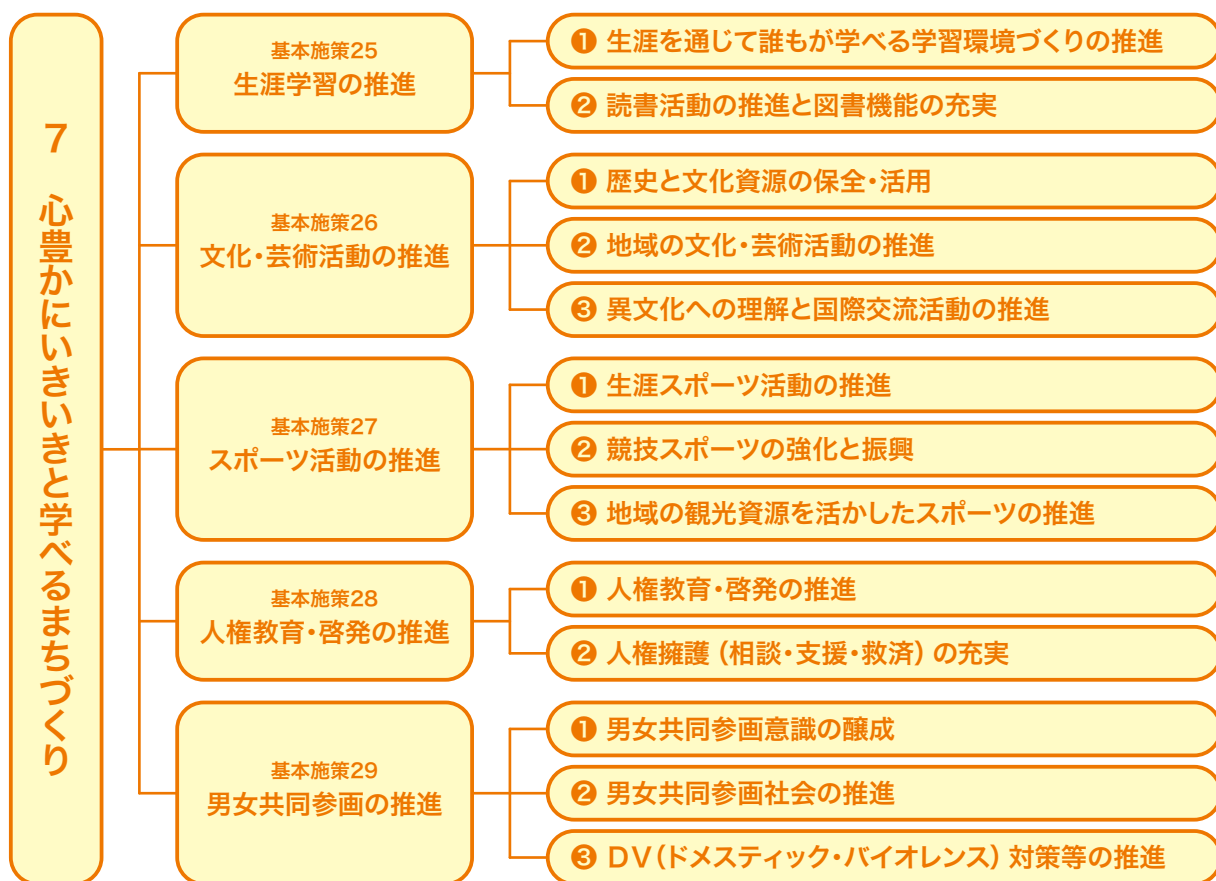
- ・ 宍粟市地域福祉計画
- ・ 宍粟市老人福祉計画及び介護保険事業計画
- ・ 宍粟市障害者計画
- ・ 宍粟市障害福祉計画
- ・ 宍粟市子ども・子育て支援事業計画

7

心豊かにいきいきと
学べるまちづくり

取組みの視点

様々な生涯学習活動を通じ、その成果が地域づくり活動に活かされ、社会貢献や次の新たな行動、学びへと結びつく「循環型の生涯学習社会の実現」をめざします。また、その根底には地元で学ぶという考え方を活かし、地域の人、資源を積極的に活用した取組みを推進します。





基本
施策

25 生涯学習の推進

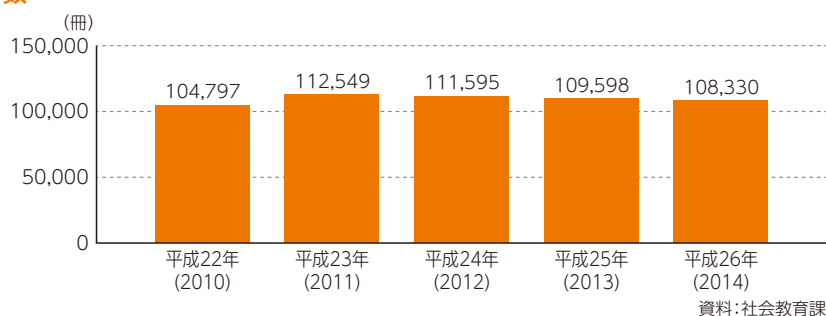
めざす
まちの姿

豊かな暮らしや充実した人生を送るため、すべての市民が主体となり、共に学び支え合い、その学習の成果を地域や家庭の中で活かすことのできるまちをめざします。

現状と課題

- ◆ 少子高齢化がより一層進む中、市民一人ひとりが自己実現を図るため、生涯を通じて学び、その成果を幅広く地域社会に提供していくことが重要です。また、地域に存在する多様な資源や様々な知識や経験を持った人材を活かし、地域にあって地域に学ぶ生涯学習の仕組みを構築する必要があります。
- ◆ 市では、平成 23（2011）年度に「穴粟市社会教育振興計画」を策定し、生涯学習センターを中心に、市民大学、高齢者・成人大学など様々な社会教育・生涯学習事業を進めています。また、学習履歴を記録・保存できる生涯学習パスポートを作成しており、学習の動機づけにつながる仕組みが定着しつつあります。一方で、就労世代や子育て世代である成人層の参加が少なく、参加者の固定化がみられるため、幅広い世代が参加できるよう生涯学習事業を推進していく必要があります。
- ◆ 生涯学習に取り組む団体などの活動を支援していますが、生涯学習センターへの登録団体数は概ね横ばいであり、今後も継続して支援し、生涯学習に自主的に取り組む市民や団体を増やしていく必要があります。
- ◆ 生涯学習施設を中心に、様々な学習活動が展開されています。今後も、誰もが快適に利用できるよう、施設管理や修繕などの環境整備を計画的に進める必要があります。
- ◆ 平成 26（2014）年に「穴粟市読書活動推進計画」を策定し、生涯を通じた読書活動の推進に取り組んでいます。
- ◆ 市立図書館と各生涯学習施設に併設する図書室で構成された 4 つの施設をネットワークで結び、一体化した図書館として運営しています。また、インターネットや携帯電話からも市内各図書館の蔵書検索が可能となっています。近年、利用者のニーズは多様化しており、蔵書の充実だけでなく、時代の変化に応じた魅力的な図書館運営を推進していく必要があります。
- ◆ 地理的条件などにより図書館の利用が容易でない地域もあることから、移動図書館車による巡回を行うとともに、各学校園所や学校ボランティアと連携し、誰でも図書館を利用できる環境をつくる必要があります。

● 図書貸出冊数



施策の方向性

- ①「穴栗市社会教育振興計画」に基づき、誰もが学べる学習環境づくりを進める中で、学んだことが地域で活かせるよう、自然・歴史・文化・人材などの地域資源を活かした生涯学習に取り組むとともに、家庭や地域、学校園所、関係機関と連携を図り、実践的な活動を支援します。また、誰もが利用しやすい生涯学習施設の整備、充実を図ります。
- ②就学前から成人・高齢者に至るまで、生涯学習に応じた読書活動を充実させていきます。また、市立図書館（室）の利用環境の整備や利用時間の延長、読書ボランティアの育成、移動図書館車の充実など、図書館施設の機能を充実させることにより、市民が読書をする機会の増加に努めます。

個別施策と主な取組み

① 生涯を通じて誰もが学べる学習環境づくりの推進

市民等の役割	行政の役割
◆生涯学習の必要性和目的を理解し、積極的に生涯学習活動に参加します。 ◆生涯学習で学んだ知識や経験を、指導ボランティアや学習リーダーとして地域や市民活動に活かせるよう努めます。	◆各世代の学習ニーズを把握し、学習内容の充実を図り、より多くの市民が参加できるよう積極的に啓発に努めるとともに、学習機会の提供と情報発信を行います。 ◆地域での指導ボランティアや学習リーダーの育成を図る機会を提供します。 ◆生涯学習センター登録団体の拡充を図るとともに、生涯学習に自主的に取り組む市民や団体の活動を支援します。 ◆生涯学習施設の環境整備を進めます。

② 読書活動の推進と図書機能の充実

市民等の役割	行政の役割
◆読書活動の意義を理解し、それぞれのライフステージに合わせた読書活動に取り組みます。	◆市立図書館（室）の蔵書を充実します。 ◆就学前期における本との出会い、学校教育での本との関わり、成人・高齢者における読書活動など、あらゆる年代に応じた読書活動を推進します。 ◆家庭や地域、学校やPTAなどとの連携により読書活動を推進するとともに、図書館・読書ボランティア連絡協議会の取組みを進めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
しそく学びパスポート所持者数【累計】	人	180	210	235
生涯学習センター登録団体数	団体	70	75	75
市民1人あたりの図書貸出冊数	冊/年	2.7	3.0	3.0

■関連する個別計画

・穴栗市社会教育振興計画 ・穴栗市読書活動推進計画

基本
施策

26 文化・芸術活動の推進

めざす
まちの姿

郷土の歴史・文化を学び、地域との結びつきや価値を見出すことで、ふるさとへの誇りと愛着を持つとともに、国際交流による異文化への理解を深め、伝統と豊かな文化に息づいたまちをめざします。

現状と課題

- ◆ 宍粟市は、播磨国風土記にも記されているように長い歴史を有し、御形神社などの歴史的建造物や貴重な史跡が数多く存在するほか、千町岩塊流などの天然記念物も数多く残されています。また、それぞれの地域にはチャンチャコ踊りや獅子舞、伝統的な祭りなどの民俗芸能や伝統行事が伝えられています。
- ◆ 少子高齢化やライフスタイルの多様化によって、これらの文化財を支えてきた人々のつながりや地域のあり方が変化し、文化財の継続的な保護・管理や伝統民俗芸能の後継者確保などに影響を及ぼしており、次世代への継承について積極的に取り組んでいく必要があります。
- ◆ 郷土の歴史や伝統文化に対する理解と関心を高めるため、それらを学ぶ機会を提供するとともに、引き続き文化財の調査・研究、郷土資料の収集・保存を積極的に進めていく必要があります。
- ◆ 文化協会や文化・芸術活動の担い手となる市民文化グループ・サークルに継続的に支援を行っていますが、過疎化、高齢化などにより、いずれの団体も後継者の確保・育成が課題となっています。
- ◆ 幅広い世代が気軽に質の高い文化に接することのできるよう、魅力ある文化・芸術事業を継続して行っていく必要があります。
- ◆ 宍粟市国際交流協会が主体となり、「国際ふれあいまつり」の開催や「お茶ットルーム」の実施など、市民と外国人の交流事業への支援を行っています。国際化が進む中、市民の国際感覚の醸成を図るため、さらなる交流機会の充実を行っていく必要があります。
- ◆ 近年、外国籍の市民が増加傾向にあるため、生活に必要な情報を多言語により情報提供するなど利便性の向上を図り、住みやすく、活動しやすい環境づくりを進める必要があります。

●文化芸術施設入場者数



資料：社会教育課

施策の方向性

- ① 宍粟市歴史資料館などの展示内容を充実し、地域の歴史・文化に関する知識の向上を図るとともに、宍粟学講座などによる学習機会を提供し、郷土への理解と関心を深めます。また、長い歴史と風土に育まれてきた伝統文化の保存・継承を図るため、伝統民俗芸能の保存団体の活動を支援するとともに、次世代に継承するための人材の育成に努めます。

- ②文化協会をはじめ、文化活動の担い手である市民文化グループやサークルの活動を支援し、後継者の育成と自主的な運営を促進します。また、地域の特性や芸術・文化資源を活かした生涯学習講座や観光、交流につながる文化イベントを開催するとともに、効果的な情報発信、施設の充実を図り、誰もが文化に親しむことのできる環境づくりに努めます。
- ③外国籍の市民が日常生活において安心して生活できる環境づくりを推進するため、多言語による生活に必要な情報の提供や通訳・翻訳などの市民ボランティア制度の充実に向けた取組みを進めるとともに、異文化に対する相互の理解を深めるため市民と外国人との交流拡大を図ります。また、友好親善姉妹都市であるスクイム市との交流活動など、市民の国際理解を深める取組みを進めていきます。さらには、国際交流協会の充実に向け支援し、行政と国際交流協会の協働により国際交流活動を推進します。

個別施策と主な取組み

① 歴史と文化資源の保全・活用

市民等の役割	行政の役割
◆住んでいる地域の歴史、伝統文化に関心を持ちます。	◆地域の歴史や文化、郷土への理解を深める学習機会を提供します。 ◆文化財や伝統芸能などの保存について支援します。 ◆歴史や伝統文化の保存、継承について、関係機関等と連携を図りながら取り組みます。

② 地域の文化・芸術活動の推進

市民等の役割	行政の役割
◆文化・芸術活動など、地域の行事に積極的に参加します。	◆文化・芸術活動の発表の機会や場所を提供します。 ◆文化協会をはじめとする文化・芸術活動グループや団体の協働体制を図るとともに、交流の場の提供や自主運営に向けた取組みを支援します。 ◆宍粟市の歴史や伝統、文化等に関する情報を、市外に向けホームページ等を活用し積極的に発信します。

③ 異文化への理解と国際交流活動の推進

市民等の役割	行政の役割
◆国際交流に係る事業やボランティア活動に積極的に参加し、異文化の理解を深めます。	◆異文化に対する相互理解を深める交流の場を提供するとともに、生活に必要な情報を多言語により情報提供するなど、外国人が住みやすい環境づくりに努めます。 ◆国際交流協会の充実に向け支援するとともに、協働により国際交流活動を推進します。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
文化芸術施設入場者数【延べ】	人／年	107,120	107,700	108,200
指定文化財件数【累計】	件	113	119	124
外国人との交流イベント参加者数【延べ】	人／年	718	790	860

■関連する個別計画

・宍粟市社会教育振興計画

基本
施策

27 スポーツ活動の振興

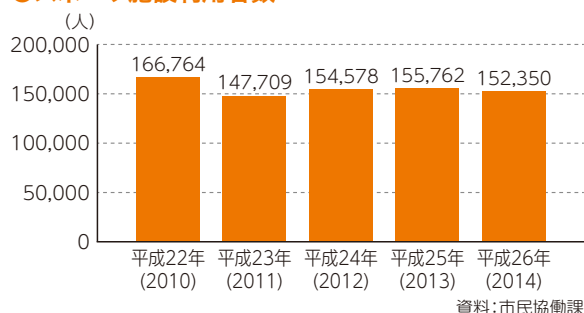
めざす
まちの姿

体力や年齢に関わらず、誰でも趣味や目的に応じて気軽にスポーツにふれることができ、生涯スポーツに親しむことで元気で生きがいにあふれたまちをめざします。また、スポーツの持つ大きな力を、明るく健康で活力にあふれた宍粟市の実現に活用し、「スポーツ立市」宣言をめざします。

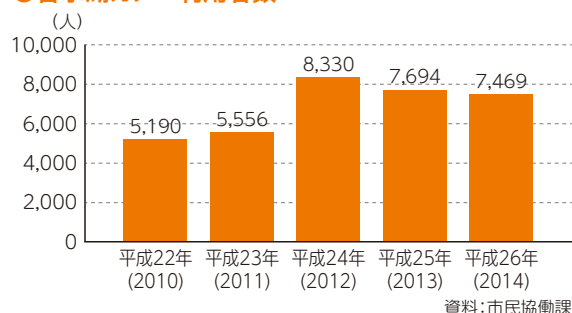
現状と課題

- ◆ウォーキングやジョギングなどの軽スポーツや、レクリエーション活動など、健康につながるスポーツや運動への関心が高まっています。一方で、日頃から運動やスポーツ活動に親しむ機会の少ない市民も多く、様々なスポーツ教室や誰もが気軽に参加できるスポーツ大会などを開催していく必要があります。
- ◆宍粟市体育協会やスポーツ団体と行政が連携し、スポーツ大会の開催を行うことで市内外から多くの参加がありますが、近年、大会参加者数は概ね横ばいで、また固定化している傾向があり、新規参加者の増加に向け、情報発信などの取組みを工夫する必要があります。
- ◆スポーツ推進委員が指導・助言を行う中で、スポーツクラブ21による地域に密着したスポーツ活動を推進していますが、過疎化、高齢化などにより、指導者の不足などの課題が生じています。
- ◆お年寄りや子ども、障がいのある人がもっと気軽にスポーツ活動が行えるよう、平成26（2014）年から、65歳以上の高齢者、15歳未満の子ども、障がいのある人の公共スポーツ施設の利用を無料にしています。
- ◆スポーツ活動を広く普及させていくため、体育施設の有効活用を図るとともに、適切な維持管理や市民が利用しやすい環境を整備していく必要があります。
- ◆スポーツ大会出場奨励金制度により、全国大会などに出場する選手や団体には奨励金を支給するなどの支援をしています。
- ◆カヌー競技は毎年全国大会に出場しており、競技選手の強化に取り組んでいます。また、カヌーの体験教室やカヌーまつりを実施し、カヌーの普及・啓発を行っています。今後は、カヌーだけでなく、本市には雄大な山々や清流、スキー場といったスポーツ・レクリエーション環境に適したフィールドが数多くあることから、観光イベントとの連携を図りながら宍粟市ならではの資源を活かしたスポーツを推進し、交流人口の増加に努めていく必要があります。

●スポーツ施設利用者数



●音水湖カヌー利用者数



施策の方向性

- ① スポーツを通じて市内外の交流を図るとともに、いつまでもスポーツに親しみ元気な生活が送れるよう、スポーツ推進委員会を中心にスポーツクラブ 21 の活性化を図り、誰でも気軽に参加・交流できるニュースポーツやレクリエーション活動を促進します。また、宍粟市体育協会やスポーツ団体などとの連携した活動や、積極的な情報発信を行い、スポーツ大会の参加者増加に向けた取組みや指導者の育成を図ります。
- ② 体育協会や少年スポーツ団体などと連携し、少年期からのスポーツ意欲と競技力の向上を図るとともに、競技スポーツ大会の誘致活動を推進します。
- ③ スキーやカヌーなど、地域の観光資源を活かした体験教室・講習会・各種大会などを積極的に開催していくとともに、宍粟 50 名山を活用した登山やトレッキングなど、観光イベントと連携した新たな仕組みを展開することにより交流人口の増加を図ります。

個別施策と主な取組み

① 生涯スポーツ活動の推進

市民等の役割	行政の役割
◆ 日常的に運動を行う習慣を身に付けます。 ◆ 積極的にスポーツイベントなどに参加します。	◆ 市民のスポーツ活動への参加を促進するとともに、関係機関などとの連携により各種スポーツ活動の場を提供します。

② 競技スポーツの強化と振興

市民等の役割	行政の役割
◆ 全国大会や国際大会で活躍できる選手を地域全体で応援します。	◆ 宍粟市にゆかりのある競技者や、有名指導者を招聘し講習会や研修会を開催します。また、選手だけでなく指導者の育成強化に努めます。 ◆ 選手の国際・全国規模の大会出場の支援として、スポーツ大会出場奨励金制度の活用を推進します。 ◆ カヌー競技など競技スポーツ大会の誘致活動を支援します。

③ 地域の観光資源を活かしたスポーツの推進

市民等の役割	行政の役割
◆ 地域の観光資源の保全に努めます。	◆ スポーツと観光を融合した取組みを市民や地域に広め、観光振興につながる取組みを進めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
スポーツ施設利用者数【延べ】	人 / 年	152,350	現状値より増加	H32 より増加
スポーツや競技で全国大会等に出場する個人または団体数	件 / 年	36	現状値より増加	H32 より増加
地域の観光資源を活用したスポーツイベントの参加者数（音水湖カヌー利用者）【延べ】	人 / 年	7,469	10,000	H32 より増加

■関連する個別計画

・ 宍粟市社会教育振興計画

基本
施策

28 人権教育・啓発の推進

めざす
まちの姿

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がなく、人権が文化として定着したまちをめざします。

現状と課題

- ◆本市では、市民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない明るく住みよい社会の実現をめざして、平成 19（2007）年度に「宍粟市人権施策推進計画」を策定し、市民と共に、日々の暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた人権文化の息づくまちの実現をめざして取り組んでいますが、依然として、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題などの人権侵害に関わる事件は存在しています。
- ◆人権侵害に関わる事件は日常生活のあらゆる場面で発生する可能性があり、市民一人ひとりが人権に対する意識を高め、自らの問題としてその解決にあたらうとする意思や行動力を持つことが望めます。このため、学校をはじめ、家庭、地域、職場などでの教育・啓発の場を充実させることが必要です。
- ◆人権擁護委員による定例人権相談など、人権侵害の被害者を救済する体制づくりに取り組んでいます。近年ではインターネットによる人権侵害など新たな問題も顕在化していることから、相談体制のさらなる充実が求められます。



施策の方向性

- ①学校園所、関係機関、さらには家庭や地域との緊密な連携を図り、教育のあらゆる場を活用し、児童生徒それぞれの発達段階や年齢期に応じた人権・同和教育の推進を図るとともに、市民学習会や子どもの体験活動など、人権を尊重した地域づくりや交流活動を促進します。
- ②あらゆる人権侵害を対象として、総合的な相談と指導などにより被害者の救済に努めます。また、龍野人権擁護委員協議会宍粟部会や人権推進アドバイザーなどの人権関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

個別施策と主な取組み

① 人権教育・啓発の推進

市民等の役割	行政の役割
◆人権に関する正しい理解と認識を高め、人権尊重の精神を高めます。 ◆人権に関する学習会などに積極的に参加します。	◆人権問題への取組みの積極的な啓発、周知活動を実施します。 ◆市民が主体的に参加できる学習会などの充実に、人権意識の高揚を図ります。

② 人権擁護（相談・支援・救済）の充実

市民等の役割	行政の役割
◆人権問題を他人事としてではなく、自らの問題として意識して行動するように努めます。 ◆地域は、多様な人権問題に対応できるよう、行政や関係機関などと連携のとれた組織をつくるよう努めます。	◆人権相談に対する適切な対応や指導、支援を行います。 ◆高齢者や女性に関する人権問題、同和問題など、多様な人権問題に対応するため、人権関係機関をはじめ、地域やボランティアなどとの連携の強化を図ります。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
人権学習会等の実施回数	回 / 年	167	173	178

■関連する個別計画

・宍粟市人権施策推進計画 ・宍粟市社会教育振興計画

基本
施策

29 男女共同参画の推進

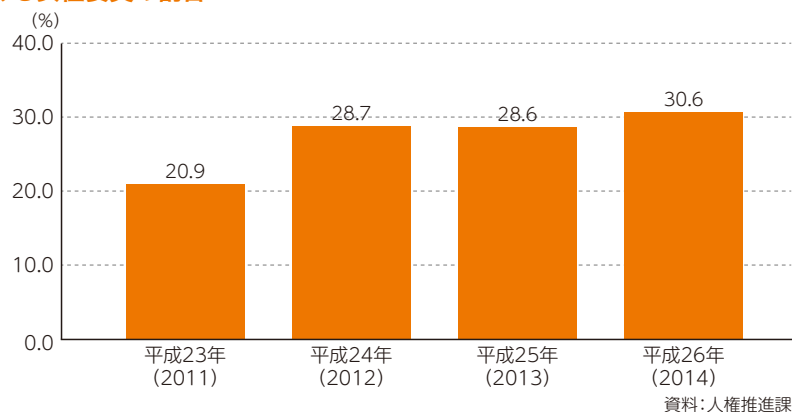
めざす
まちの姿

男女が互いを尊重し、思いやりの心を持ち、性別にとらわれることなく、誰もがあらゆる分野に参画し、共に責任を担うことにより、自分らしく生きることのできるまちをめざします。

現状と課題

- ◆近年、税制や社会保障制度、賃金制度、女性の就業をはじめ、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しが進んでいますが、性別による固定的役割分担意識は、依然として家庭・地域・職場等に残っているのが現状です。このような状況を見直し、男女共同参画社会の形成を市民一人ひとりが自らの問題として捉え、身近なところから意識改革に取り組む必要があります。
- ◆本市では、平成 21（2009）年度に「宍粟市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けての取組みを推進してきましたが、近年は、女性の社会進出が加速し、共働き家庭が増加している状況にあります。このような中では、男女がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て、介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が求められています。
- ◆男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりが社会のあらゆる分野に参画し、責任を担うことが求められています。しかし、女性が政策・方針決定の場へ参画する機会はまだまだ限られており、就労の場においても女性の能力に対する正当な評価や女性の働く権利が十分保障されているとはいえないのが現状です。
- ◆市では、平成 24（2012）年 3 月に「宍粟市配偶者等からの暴力対策基本計画」を作成し、男女共同参画社会の構築をめざし、暴力を許さない人権意識の高いまちづくりや被害者の支援など、総合的な取組みを進めています。

●審議会等における女性委員の割合



施策の方向性

- ①家庭・学校・地域・職場などのあらゆる場における男女の人権尊重の意識を高めるため、人権教育や人権啓発を推進します。また、男女共同参画に関わる情報の収集、提供の充実に努めるとともに、男女共同参画社会の実現に向けた講演会などの開催を推進します。
- ②女性の政策・方針決定の場への参画を推進する一方で、家事や地域における介護、心のケアなどの地域福祉活動への男性の積極的参画など、男女のあらゆる分野への主体的参画を推進します。また、男女が生涯を通じて安心して働き生活できるよう、個人・職場双方の意識啓発とともに、一時保育や延長保育など多様なライフスタイルに対応した社会的環境を整備し、きめ細やかな両立支援策を進めます。
- ③男女が互いの人権を尊重し、DVやセクシャル・ハラスメントなどを許さない意識啓発を推進するとともに、DV被害者などへの相談・支援体制を充実します。

個別施策と主な取組み

① 男女共同参画意識の醸成

市民等の役割	行政の役割
◆性別による固定的役割分担意識にとらわれないようにします。	◆市民が参加しやすく、男女共同参画の意識の啓発につながる講演会や講座を開催します。

② 男女共同参画社会の推進

市民等の役割	行政の役割
◆自治会や各種団体の役員選出、地域行事における固定化した役割分担など、暗黙の了解となっているルールや習慣の改善に努めます。	◆市が設置する審議会委員や、市役所管理職への女性登用割合の向上に努めます。

③ DV（ドメスティック・バイオレンス）対策等の推進

市民等の役割	行政の役割
◆社会生活及び家庭生活において個人の人権を尊重します。	◆あらゆるDVの根絶に向け、啓発や相談、支援の充実に努めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
審議会・委員会などの女性委員の割合	% / 年	30.6	35.0	35.0
穴粟市役所における女性管理職の割合	% / 年	6.1	15.0	15.0

■関連する個別計画

- ・穴粟市男女共同参画プラン
- ・穴粟市配偶者等からの暴力対策基本計画

※ DV… domestic violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で、男女間の身体的・心理的暴力のこと。離別後や交際中の恋人からの暴力もDVに含まれる。

